

第 29 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和6年6月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和6年6月5日 午前10時22分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦		○	
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香		○	
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬 淳	○		
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席番号1番 眞下 繁美 委員
議席番号3番 都丸 正隆 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 中野 智也
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主 任 大澤 由香里
主 事 吉田 智洋

会 議 の 顛 末
開 会 <午前9時30分>

令和6年6月5日

事務局

おはようございます。

開会前に、お手元に配布させていただいた議案の差し替え、ホチキス止めのA4横版の確認をお願いします。

2件の取り下げと、取り下げに伴う議案の差し替えと議案の追加がございましたので、よろしくをお願いします。

1件目の取り下げは、議案書7ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての申請番号5の2番です。

2件目の取り下げに伴う議案の差し替えは、議案書11ページ、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてであり、12ページの総括表番号1から3番が取り下げとなりました。理由としては農地中間管理機構経由で来月以降の申請としたいということで、11ページから13ページは、議案の差し替えとなります。

議案の追加は、議事日程第13、議案第5号、特定農地貸付け承認申請についてであります。本日、お手元に配布させていただいてます。よろしくをお願いします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

それでは、第29回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号2番高橋昭彦委員、議席番号4番齊籐由香委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号1番眞下繁美委員、議席番号3番都丸正隆委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、眞下繁美委員と都丸正隆委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可決定について次のとおり許可指令書を交付しましたので、ご報告いたします。

許可番号4の4番の1件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ、令和6年5月20日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。
報告書の3ページから5ページとなります。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい。事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の7ページをお願いします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。
報告書の9ページから12ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の12件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。
以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第7 報告第5号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第5号をご説明いたします。
報告書の13ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土

地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第8 報告第6号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城、北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤美保第2班長、お願いします。

13 番

着座にて説明させていただきます。
令和6年5月28日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、眞下委員、岸委員、青木委員、と私、斉藤。事務局は、中野係長、大澤主任の計6名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が2件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は宅地、西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われれます。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地と道路、西は道路、南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われれます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われれます。

以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、石田玉枝第2班長、お願いします。

18 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年5月28日に実施しました、第2班子持、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計6名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橋地区の許可申請は、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が6件、合計7件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに5条の計画変更申請であります。

議案書の5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は雑種地、西は宅地、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

次に5条申請であります。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は水路と畑、西は一体利用する宅地と道路、南は水路、北は宅地と畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の5番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の6番の現地は、東と北は道路、南と西は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の7番の現地は、東は畑と雑種地、西と南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東は畑、南と北は一体利用する畑、西は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

申請番号5の9番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。申請地は問題ないと思われま

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

以上で第2班子持、赤城、北橋地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページ関連です。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から7番につきましては、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業経営効率化と規模拡大のための申請となります。

申請番号3の3番は、農業参入のための申請となります。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業参入のための申請となります。申請地は令和6年3月5日付け指令により、農地法第3条の規定による許可を受けましたが、契約内容に誤りがあり、贈与のところを売買で申請したことが判明したことにより、許可取消願が令和6年5月15日付けで提出され、同日付けで農地法第3条の規定による許可申請が再度提出されたものとなります。

申請番号3の5番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

3ページをお願いいたします。

申請番号3の7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から7番の7件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から7番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から7番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

議長 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、昭和55年6月20日付け指令により一般住宅用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、

計画を実行できませんでした。

変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するものであり、売買による両者の話し合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

事務局

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から9番の8件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから9ページ関連です。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から9番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、2筆のうち上段426の5については、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

また、下段431の3については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地上段426の5については、既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の5番は、子持行政センターから500メートル以内のところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の6番は、子持行政センターから300メートル以内のところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の9番は、北橋行政センターから500メートル以内のところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から9番の8件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から9番の8件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から9番の8件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。本日、差し替えさせていただいた議案をお手元をお願いします。
11ページから13ページであります。
内容について、ご説明いたします。
この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。
今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、小野上、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。
なお、この計画概要の公告は、令和6年7月1日を予定しております。
計画概要につきましては、11ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が14人、受人（借受人）が14人、筆数が30筆、面積は74,292.00平方メートルです。
この個別の内訳は、12ページから13ページの令和6年7月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります
また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。
以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、
認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、「議事日程第13 議案第5号 特定農地貸付け承認申
請について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、特定農地貸付け承認申請についま
して、ご説明いたします。

追加議案書の15ページをお願いいたします。

議案第5号、特定農地貸付け承認申請について次のとおり、特定農
地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条1項の規定に基づ
く承認申請がありましたので、総会にお諮りするものです。

この承認申請は、市が農園の開設者となり、利用者へ農地の貸付け
を行うものであり、この貸付けを行う者は、貸付規程を添えて、所在
地を管轄の農業委員会に申請を行い、承認を受ける必要があります。

申請のあった農業委員会では、この貸付規程の内容について、特定
農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条3項各号に掲げ
る要件に該当すると認められるときは、承認をするものと規定してい
ます。

申請番号1番につきまして、申請人、申請地の所在及び面積等、募
集及び選考の方法は、議案書に記載のとおりです。

貸付規程には、記載しなければならない事項が定められていますの
で順に説明します。お配りしました参考資料を併せてご覧ください。

1点目が農地の所在、地番及び面積です。貸付規程別表に記載がさ
れています。

2点目が募集及び選考の方法です。貸付規程第5により広報しぶかわ
及び市ホームページへの掲載による一般公募とされています。

3点目が貸付けの期間その他の条件です。貸付け期間は貸付規程第3

で別表により1年間と定められています。

4点目ですが適切な利用を確保するための方法は、貸付規程第4により定められています。

続いて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条3項による承認について説明します。

まず、第1号ですが、農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであることの項目ですが、申請地の規模及び開設位置については、周辺の農地への影響はないと思われま

す。次に、第2号ですが、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであることの項目ですが、先ほど説明しましたとおり、貸付規程第5により広報しぶかわ及び市ホームページへの掲載による一般公募とされていますので適正であると思われま

す。次に、第3号ですが、特定農地貸付けにかかる農地の貸付けの期間、その他の条件、特定農地貸付けにかかる農地の適切な利用を確保するための方法について、有効かつ適切であることについては、貸付規程第4にその旨の記載があり、有効かつ適切であると思われま

す。また、第4号において、その他政令で定める基準に適合するものであることという項目につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条により、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないことと規定されていますが、貸借等の権利はありませんでした。

以上で、特定農地貸付け承認申請について、説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

続いて、農政課から補足説明をお願いします。

農政課

農業体験事業を担当しております、農政課金子と申します。

要件等については、農地調整係長の方から説明いただきましたが、農政課の方からは事業の概要について、説明させていただきます。

今回の提案は、農作業体験を伴う農園を新規で開設することを今年の2月ごろから北群渋川農業協同組合と協力して準備してきました。そのため、その農作業体験を伴う農園を半田地区に新規で開設するために提案させていただいております。事業の概要については、別添資料のNo. 2に整理させていただきました。

概要については、農業未経験者を対象に、農業体験参加希望者を募集し、季節に応じた野菜などの栽培から収穫までを農業体験をしてもらうものです。

事業実施には、専門的な知識と農業指導者が必要となるため、北群
渋川農業協同組合と委託契約を行って、北群渋川農業協同組合が中心
となり実施するように準備をしているところになります。

実施期間についてはまだ予定でずれ込むことも想定されております
が、7月1日から2月28日までを予定しております。

場所は、半田地内の農地を2,000平方メートルの農地で予定してい
ます。

体験してもらう内容は、種まき、苗の植え付け、消毒、除草、肥料
散布、収穫などを農業者の指導を受けながら実施してもらうものにな
っています。

対象者は、市内・市外を問わず、農業未経験者で農作業に関心のあ
る人としていて、募集人数は、30組程度を予定しております。

参加費用については、無料で市の方で予算をとって対応するものにな
っております。

下の方に概要図を記載し、各団体の役割を整理させていただきました
。参加者は30組程度で、市の方で予算をとって、北群渋川農協さん
の方で種苗や農具を準備して、農業者に技術指導を行ってもらうもの
になっています。そのため、参加者は作業着などの簡単な準備のみで
参加できるものになっています。一番下には参考で栽培スケジュール
を記載させていただきました。

今回はこの事業の農地法の申請に伴う審査をいただければと思いま
す。追加で質問等があれば可能な範囲で答えられればと思います。よ
ろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び農政課の説明が終わりました。質疑のある方はお願いし
ます。

6 番 はい、議長。6番廣瀬。

議 長 はい、6番廣瀬委員。

6 番 はい。この法律、私もよく知らない法律だったんですが、特例を設
けるということは、ここでいわゆる参加希望者の方が一年間借りたり
する時に、個々に農業委員会の承認とかを得ないで行えたりするメリ
ットというか、特例の意味があるんですかね

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい。農地調整係長。

事務局 この申請につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の第3条に基づいております。読み上げますと、特定農地を貸し付けを行おうとするものは、その特定農地貸付け申請について、貸付け規定を添えて特定農地貸し付けにかかる農地の所在地を管轄する農業委員会に提出し、第三項の規定による承認を求めることができるという規定がされています。提出を受けた農業委員会は、その貸付け規定の内容が適正であるかを審議していただいて承認をするという規定されていますので、農地法の許可ではなく、この法律に基づいて承認をいただくという内容となっております。

6 番 そうすると農地の所有者には利用してもいいですよという承認を出すと思うんですけども、実際にそこで耕作する人は、市内外の参加者ですよ。その方々が農地を利用する時には、農業委員会の許可はないということですか。

事務局 はい。その解釈で問題ありません。

6 番 そこに特例の意味があるということですね。

事務局 そうですね。

6 番 はい。わかりました。

18 番 はい、議長。18番石田。

議長 はい、18番石田委員。

18 番 北群渋川農協の農具を使って、ないもの参加者が用意してって書いてあるんですけど、例えばカマや如雨露とか、ちょっとしたものを置く場所とか保管しておく場所があるのか、常に自分で持ってきたり持ち帰ったりするのかを聞きたいんですけど。

農政課 はい、議長。農政課。

議長 はい、農政課。

農政課 農協さんと相談していて、カマとかクワとか如雨露とか、参加者が使うような農具は、倉庫を使わせてもらって、そこから必要に応じて借りて使えるような形を予定にしています。

- 18 番 はい。わかりました。
- 13 番 はい、議長。13番斉藤。
- 議長 はい。13番斉藤委員。
- 13 番 この事業の内容の質問なんですが、これは参加者の方に一年間というか一定期間、無料で貸出しをして、その間は希望者の方が農地の管理をするという体験になるのでしょうか。それとも何回か日程が決まられていて北群渋川農協の方から指導されるということなのでしょうか。
- 農政課 はい、議長。農政課。
- 議長 はい、農政課。
- 農政課 参加者の方は無料で参加していただくよう準備しています。あとの質問もう一度お願いしてもよろしいですか。
- 13 番 管理の責任者についてなんですが、例えば体験を申し込まれた方が自分の畑については責任を持って草取りとかの作業をされるのか、作業をしてその人の収穫物をその人に所有の物として収穫物を持ち帰るのか、それともあくまでも渋川市とか北群渋川農協さんが責任を持って除草とかもされていて参加者の方はあくまでも何回かに分けて体験でやるだけなのか教えてください。
- 農政課 実際何作るとか実際にどういうことを植え付けの時にしなきゃいけないかといったところは、最初に参加者の方に説明会を実施させていただいて、そこで植え付けの日を決めて体験してもらう形で、土地の管理とかは区画内を参加者の方にお問い合わせする予定です。それ以外のところは主催者側、渋川市の方で対応することになっています。
- 13 番 収穫物については作業の方が持っていくんですか。
- 農政課 そうですね。収穫物の基本的に営利を目的としたものはダメなんですけども、自己消費であれば持ち帰っていただく予定です。
- 13 番 体験の内容について意見をここで述べていいのかわからないですけども、すべて無料で募集をかけるということなんですけれども、その区画内の管理を体験者がする条件とか、収穫物を持ち帰るというこ

とになるんでしたら苗代として1,000円とか2,000円とか、そういうことを設定した方が責任感を持ってやってもらえると思います。

面積が2反ほどということで、全部の管理を農協や市がするのは難しいと思うので、荒れたり耕作放棄にならないように責任感を持ってやっていただける形を検討してもらいたいと思います。

14 番 議 長 はい、議長。14番角田。

14 番 議 長 はい、14番角田委員。

14 番 議 長 これからの時期、台風や大雨が予想されますが、大雨とかの翌日はすぐに手入れをしなくてははいけない。

そういう場合の招集というか、参加を募る方法は考えていますか。それともあくまで決まった日程のみなんですか。そこのところ市はちゃんと考えていますか。

農政課 議長 メールやLINEで連絡を取れる方を対象にする予定ですので、急遽作業が発生した場合の連絡体制等については、今後農協と調整して、参加者に責任を持ってやっていただけるように検討していきたいと思っています。

14 番 議 長 せっかく貸し出して収穫するんだから、よい結果につながるよう、よく検討してください。

14 番 議 長 私からもいいですか。

過去の市民農園等に出ていた問題点について、この資料だと読み取れないんですが、そのところはどうしますか。例えば草むしりをしないとか、そういう問題があったと思うんですが、参加者側が「どうせ無料だから」といった軽い気持ちだと、有名無実な計画になってしまいう。赤城地区のように、1年間2,500円で貸し出すという方が、13番委員の話にもあったように、責任感を持ってやってもらえるんじゃないか。

私だけじゃなく、委員みんなが、過去と同じような問題が起きるんじゃないかと危惧しています。そこのところよく検討してもらいたい。

農政課 議長 分かりました。

14 番 議 長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、特定農地貸付け承認申請については、
認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第29回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時22分>